



平成 27 年 10 月 15 日
航 空 局

航空局職員非違行為事案に係る再発防止検討委員会の設置について

1. 趣旨

航空局職員が、かねてから国有財産使用料の滞納を繰り返すなどしていた構内営業者に対して、国有財産使用料の納付督促、国有財産使用許可及び構内営業承認の更新等について便宜を図り、その見返りを受けたとして、収賄容疑で先月逮捕され、今般起訴されるに至った。

これを受け、当該事案について検証を行うとともに、検証結果を踏まえた再発防止対策について検討を行うため、航空局長を長とし、外部有識者も参画する「航空局職員非違行為事案に係る再発防止検討委員会」を航空局に設置する。

2. 体制

別紙のとおり

3. 審議事項

- (1) 非違行為の背景・原因の考察
- (2) 業務執行状況、組織運営・業務管理についての検証
- (3) 再発防止対策の検討

4. 今後の予定

10月中に第1回委員会を開催し、捜査・裁判の進展状況も見極めながら、今回の事案の検証と再発防止策の検討を行う。

【問い合わせ先】

国土交通省 航空局総務課 企画官 大辻

総務課 職員管理室 課長補佐 宮藤

(代表) 03-5253-8111 (内線 48-102, 48-212)、(直通) 03-5253-8692, 8697

(FAX) 03-5253-1656